

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例(平成17年12月26日京都  
市条例第90号)(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)

京都市ふしみ学園いたはし分園を京都市伏見区西大黒町1035番地の23に  
設置するとともに、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に知的  
障害者授産施設の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行う  
ことができるることとしました。

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 棚本 賴兼

京都市条例第90号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第3項中「京都市やましな学園」の右に「及び京都市ふしみ学園」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 分園の名称、位置及び入所定数は、別表第2のとおりとする。

第1条第5項を削る。

第8条を削る。

第7条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「第4条第2号」を「第5条第2号」に、「第8条の規定に基づき施設の管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 前条各号に掲げる事業に係る業務

(2) 施設の維持管理に係る業務

(3) その他市長が必要と認める業務

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第1条関係）

名 称	位 置	入所定数
京都市やましな学園 だいご分園	京都市伏見区醍醐辰巳町15番地	19人
京都市ふしみ学園い たはし分園	京都市伏見区西大黒町1035番地の 23	19

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 知的障害者授産施設（以下「施設」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に施設の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）